

< いじめ防止基本方針 >

『いじめは人間として絶対に許されない』
『もしかしての目で、いじめを早期発見する』
『児童に徹底的にかまって、愛情を注ぐ』

【いじめの定義】

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、(インターネットを通じて行われるものを含む)心身の苦痛を感じているもの。

1 いじめ防止のための対策に関する基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにいじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめ防止のための対策の基本となる事項

【学校におけるいじめ防止】

- (1) 「いじめ防止対策マニュアル」を日常的に活用する。
- (2) 道徳を中心に全教育活動で心の教育を充実させる。
- (3) いじめを発見したら、すぐに緊急職員会議を開く。
- (4) いじめられている子の立場に立つ「あなたは全然悪くない」。
- (5) 「彩の国生徒指導ハンドブック『New I's』」等を活用しながらいじめ問題に対応していく。

【いじめの早期発見のための措置】

- (1) 「私の心を見つめてみます」アンケートを毎月実施する。
- (2) 生徒指導・教育相談・特別支援の視点に立った児童支援会議を毎月実施する。
- (3) 「スクールカウンセラーの活用」「いじめ相談窓口の設置」により児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができる相談体制を整備する。
- (4) いじめ防止のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を目指す。

※ 「報告」「連絡」「相談」を徹底し、いじめ問題(生徒指導問題)に対しては教職員の**共通実践**の基、**共通理解**を図って対応していく。

